

答 申 第 41 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 2 年 4 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

当審査会は三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 審査会の結論

公益財団法人三重県文化振興事業団は本件異議申出の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 異議申出の趣旨

異議申出の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 10 月 1 日付けで公益財団法人三重県文化振興事業団情報公開実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき行った「三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が実施した「多様な性と生活についてのアンケート調査」に係る文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、公益財団法人三重県文化振興事業団理事長（以下「事業団」という。）が平成 30 年 11 月 7 日付で行った文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、本決定の取消しを求めたものである。

3 異議申出の理由

異議申出書、反論書及び意見書における異議申出人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件部分開示とされた部分は、その性質上開示することが妥当であり、非開示の決定は不当である。また、今回特定した文書として件名が挙げられたもの以外にも、請求内容に該当する文書が存在するものと思料される。本決定において、その存在を示さないのは不当であり、それらについても特定のうえ開示することが妥当である。さらに、非開示決定がされた情報のうちの一部が開示されているので、同様の内容については開示が妥当である。

本件非開示の多くは学術的なことがらであり、公開に支障があるとは考えられない。本アンケート調査について、調査の信頼性や透明性、検証可能性の確保という観点から本件非開示部分は開示されるべきである。

4 事業団の説明要旨

事業団の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件非開示部分は公開しないことを旨とした情報や本調査完成までの審議、検討又は協議に関する情報が含まれており、審議検討段階であったものが多い。修正後発表した資料とは構成、文章の表現の違いなどがあり、修正前の資料を公表することで混乱を招くおそれがある。また共同研究者の研究に関する情報でもあり、知的財産でもある。公開することで共同研究者の権利利益を害するほか競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、事業団の業務に対する信頼が損なわれ、今後の専門的見地を有する方

からの協力が見込めなくなる。

今回調査研究において公表していない定時制・通信制・特別支援学校の結果は、公にすることにより、本調査参加者間で共有されているまたは入手可能である情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報も含まれている。

したがって、要綱第 7 条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

要綱第 1 条によると、本要綱は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 31 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人三重県文化振興事業団の開示に関し必要な事項を定めること等により、財団の保有する情報の一層の公開を図り、もって財団の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正な財団運営の推進に資することを目的としているものである。

(2) 本件対象公文書について

本件異議申出の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成 29 年に三重県文化振興事業団が管理・運営する三重県男女共同参画センター（フレテみえ）が行った三重県立高等学校に在籍する 2 学年生徒を対象として行った「多様な性と生活についてのアンケート調査」の実施に向けて行った関係者、関係機関との打合せ記録、各学校への送付資料、調査研究事業に関する資料等であり、事業団が非開示とした情報は、「予備調査実施資料及び調査結果」、「大学への研究倫理審査申請について」、「共同研究者の個人に関する情報、データに関する作業の請求書・納品書等」、「三重県との打合せ内容」、「分析検討会への出席依頼について」、「報告書に記載していない定時制・通信制・特別支援学校のアンケートの集計結果」、「各学校別のアンケート結果、調査の結果概要」、「HP へ掲載予定であった情報」、「アンケートの実施について教育委員会、校長会、共同研究者と行った打合せ内容」、「調査結果の活用について共同研究者と行った打合せ内容」に係る各文書からなるものである。

(3) 要綱第 7 条第 2 号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、要綱第 7 条第 2 号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、要綱は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 要綱第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができるものと定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(5) 要綱第7条第5号（審議検討情報）の意義について

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

(6) 要綱第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、事業団の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(7) 要綱第7条各号の該当性について

ア 予備調査実施資料及び調査結果

本件アンケート調査を実施する際の事前の調査として、特定の県立学校に予備調査を行っており、本件公文書は予備調査に係る打合せ内容、実施資料、調査結果である。予備調査を行う学校には公表しないという前提で協力をしてもらっていることが事業団の説明から伺え、予備調査は本研究に向けた調査研究に係る事務に関する情報であると認められる。予備調査をどの学校でどのように行ったのかという情報については、本研究の根幹をなす部分であって、調査研究に係る事務の試行錯誤の段階のものであ

り、公にすることで自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められ、要綱第7条第6号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は、要綱の第2号及び第3号にも該当すると述べているが、審査会は要綱第7条第6号に該当すると認めるため要綱第7条第2号及び第3号の該当性については判断しない。

本件予備調査の打ち合わせに参加した事業団以外の人物の所属、担当、氏名が非開示となっている点については、所属、氏名については開示することで予備調査を行った学校が特定されるので非開示が妥当であるが、それ以外の県立学校の職員であることが分かる記載、担当が分かる部分については研究の根幹をなす部分であるとは認められず、開示が妥当である。

イ 大学への研究倫理審査申請について

共同研究者が本アンケート調査を行う際に、所属大学に対して依頼した研究倫理審査申請に関する文書一式である。大学への研究倫理審査申請は、共同研究者が自ら行っているものであり、共同研究者の研究に関する情報であり、公にすることで、事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、要綱第7条第3号に該当する。またこれらを公にすると共同研究者との信頼関係を損なうことになり、今後の調査研究に関する事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、要綱第7条第6号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は要綱第7条第5号にも該当すると主張しているが、審査会は要綱第7条第3号及び第6号に該当すると認めるため要綱第7条第5号の該当性については判断しない。

研究倫理審査申請の依頼内容及び添付資料の調査実施要綱については、既に開示がなされている他の文書から明らかであるため、開示が妥当である。また、大学の郵便番号、住所が非開示とされているが、大学名が明らかになっている以上、郵便番号及び住所を開示しても当該大学の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、要綱第7条第3号には該当しない。さらに事業団が主張する他の非開示情報にも該当するとは認められないため、開示が妥当である。

ウ 共同研究者の個人に関する情報、データに関する作業の請求書・納品書等

(a) 「事業を営む個人の当該情報に関する情報」の趣旨

要綱第7条第2号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、これを個人情報から除外し、要綱第7条第3号（法人情報）で判断することとしている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外しているものと解される。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とすることができるとされている。これは、事業を営む個人の当該事業に

関する情報であっても、同時に当該個人の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が、明らかに大きいような場合にはこれに該当すると解される。

(b) 本件非開示部分は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか

本件公文書において、事業団が非開示とした情報のうち、共同研究者から事業団に送付された見積書、請求書に記載されている報償金額、源泉所得税額、受取額、住所、氏名、印影及び振込先口座情報並びに事業団が作成した見積結果調書、予定価格調書、価格設計書に記載されている予定価格、見積書比較価格、支払金額、消費税額、積算根拠について検討する。

共同研究者に支払った報償費等についての情報は、事業団は公にすることで共同研究者の権利利益を害する可能性があるものと主張しているが、県の出資法人である事業団が県の委託事業において共同研究者に支払っているものであり、公共性の高い事業であることが認められる。したがって当該事業の費用等に関しての適正性、透明性の確保は必要であると考えられる。したがって開示することで事業を営む個人としての共同研究者の競争上の地位を害するとは認められず、これらの情報は要綱第7条第3号には該当せず、開示が妥当である。

一方、住所、印影及び振込先口座情報のうち、口座名義人を除いた情報は、共同研究者個人の住所、印影であり、見積書、請求書に記載されている情報であるが、通常取引において外部に提供されている情報であるとは言いきれず、事業を営む個人の事業に関する情報のうち、私事に関する側面を有すると認められ、要綱第7条第2号に該当し、非開示が妥当である。なお、氏名については共同研究者として事業団が既に公表しているため、口座名義人と併せて開示が妥当である。

次に、データ分析作業を行った個人から送付された請求書、納品書に記載された氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込先口座情報が非開示とされているので検討する。事業団がアンケート結果のデータ分析作業を依頼した個人の氏名について、事業団は要綱第7条第2号の個人情報であると主張しているが、屋号が記載されていることから、事業を営む個人であると判断ができるので、要綱第7条第3号の法人情報で判断することになる。したがって、氏名と屋号、口座名義については開示することで事業を営む個人の正当な利益を害するとは認められず、他の非開示情報にも該当しないため、開示が妥当である。

一方、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、振込銀行、支店、口座番号については、上記共同研究者の場合と同じく、通常取引において外部に提供されている情報であるとは言いきれず、事業を営む個人の事業に関する情報のうち、私事に関する側面を有すると認められ、要綱第7条第2号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は要綱第7条第6号にも該当すると主張しているが、審査会は要綱第7条第2号に該当すると認めるため要綱第7条第6号の該当性については判断しない。

エ 三重県との打合せ内容

本件アンケート調査に際して、事業団と三重県が三重県副知事へ報告を行うための打合せに使用した資料である。非開示部分のうち、資料 1 の実施要綱と資料 2 のうち連絡カード利用者数以外の情報は、既に調査報告書にて公にされている情報であると認められるので、開示が妥当である。また、連絡カードの利用者数についても、事業団が主張するような公開することで、誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれ又は事業団の業務に対する信頼が損なわれるとは認められないため、開示が妥当である。

一方で、資料の 3（アンケート調査結果概要）、4（共同研究者作成資料）については、調査研究に係る事務の試行錯誤の段階のものであり、公にすることで自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められ、要綱第 7 条第 6 号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は、要綱第 7 条第 2 号及び第 5 号にも該当すると主張しているが、審査会は要綱第 7 条第 6 号に該当すると認めるため要綱第 7 条第 2 号及び第 5 号の該当性については判断しない。

オ 分析検討会への出席依頼について

事業団が本件調査についての分析検討会を行う上で、出席依頼を行った相手方の住所、氏名、印影、請求書中の振込先口座情報が非開示とされている。事業団によると、分析検討会に出席した人物の氏名は、要綱第 7 条第 2 号の個人情報に該当するため、非開示としたと主張しているが、当審査会において対象公文書を見分してみると、出席者は法人の代表者であり、出席依頼に対する報償費について、当該法人の口座に支払われていることが確認できた。したがって、出席者は一私人としてではなく、法人を代表して出席しているものと認められる。つまり出席者の氏名は個人情報ではなく、事業を営む個人としての法人情報に該当するかどうかで判断されるべきものである。出席した法人の代表者としての氏名は、開示することにより当該法人の正当な利益を害するとは認められず、要綱第 7 条第 3 号には該当せず、他の非開示情報にも該当しないため開示が妥当である。振込先口座情報については、本件法人において、一般的な商取引において外部に提供されている情報と認められ、開示することにより法人の正当な利益を害するとは認められず、開示が妥当である。なお、対象公文書に記載されている住所、印影について、審査会において見分したところ、本件住所、印影は法人の代表者としてのものではなく、事業を営む個人の私事としての住所、印影であると認められるため、要綱第 7 条第 2 号に該当し、非開示が妥当である。

カ 報告書に記載していない定時制・通信制・特別支援学校のアンケートの集計結果

本事業のうち、全日制学校におけるアンケート調査の結果については事業団が公表した調査研究報告書において発表されているが、非開示部分であるそれ以外の学校の結果については公表がされていない。事業団によるとこれらの情報について、公開することを想定した情報ではなく、公にすることにより、本調査参加者間で共有されている情報や入手可能であると考えられる情報と照らし合わせることにより、特定の個人が識別され得ると主張している。

要綱第7条第2号における個人識別性の判断は、特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断するのが原則とする。ただし、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする本号の趣旨や、要綱第3条において個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮が求められていることからすれば、一般人であれば特定の個人を識別できない場合であったとしても、特別の情報を有する関係者によって特定の個人が識別され、その結果、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、特定の情報を有する関係者を基準に判断するのが相当な場合もある。

これを踏まえると、本件アンケート調査は、未成年者に対して「性」という極めてセンシティブな事柄についての設問が多く存在することが認められ、特別の情報を有する関係者を基準にして個人識別性を判断することが適当だと判断する。本件非開示部分のうち、報告書において公にされていない定時制・通信制・特別支援学校のアンケートの集計結果について検討すると、これらを開示したとしても、設問の選択肢ごとの回答割合から、既に公にされている回答した学校数、回答者数と照らし合わせて、平均して各学校にこの選択肢を回答した人数がどれだけいるかということは明らかになるが、回答した学校名は明らかにされておらず、回答学校数は定時制・通信制学校が12校、特別支援学校が8校、回答数は定時制・通信制が246人、特別支援学校が63人、回答率は定時制・通信制が66.7%、特別支援学校38%という状況のもとでは特定の情報を有する生徒や教員等の関係者においても、特定の個人が識別される相当の蓋然性があるとは認められない。したがって要綱第7条第2号には該当しない。さらに、全日制学校についてはアンケート結果を公表している以上、有効回答率には達しなかったものの、定時制・通信制・特別支援学校の結果を開示することで事業団の業務に対する信頼を損なうとは認められず、要綱第7条第6号には該当しないので、開示が妥当である。

また、設問の中にはいじめやからかいの加害経験や、性的マイノリティについての感想を求める自由記述欄が存在する。特に、いじめやからかいの加害経験のような個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適当ではなく、個人識別性がない場合であっても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、要綱第7条第2号に該当し、非開示が妥当である。しかしながら性的マイノリティについての感想は、個人の内面や経験等を聞く内容のものではなく、個人の人格と密接に関係するような内容ではないため、開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は、要綱第7条第3号及び第6号にも該当すると主張しているが、前述したように審査会は要綱第7条第2号に該当すると認めるので、要綱第7条第3号及び第6号の該当性については判断しない。

キ 各学校別のアンケート結果、調査の結果概要

事業団が各県立学校に送付した各学校別のアンケート結果の集計結果である。事業団によると、本件情報は、公表を予定されている情報ではなく、希望校のみに送付するという形をとっているとのことであった。このことを考慮すると、これらの情報を開示することにより、各学校の集計結果は公表しないという前提でアンケートの回答を依頼した各県立学校との信頼関係を大きく損なうこととなり、今後同種の事業を実施する際に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。またアンケートの結果概要は、報告書としてまとめる前の試行錯誤の段階のものであり、公にすることで自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められるため、要綱第7条第6号に該当すると認められる。

アンケートの内容は、カと同内容であり、極めてセンシティブな事柄についての設問が多く存在し、アンケートに回答した当該個人のプライバシーにかかわる情報であると認められる。

カで検討したように要綱第7条第2号における個人識別性の判断は、特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断するのが原則とするが、これを開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、特定の情報を有する関係者を基準に判断するのが相当な場合もあると認められる。本件情報についてもカと同様に、特別の情報を有する関係者を基準にして個人識別性を判断することが適当だと判断すると、本件非開示部分はカのように学校が特定されていない状態の情報ではなく、特定の県立高等学校の2年生である生徒が回答した結果が記載されており、当該学校の生徒、教師などの学校関係者が本件非開示部分を閲覧することで、回答した生徒が特定される可能性は否定できない。したがって、各学校別のアンケート結果は全て要綱第7条第2号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は、要綱第7条第3号及び第5号にも該当すると主張しているが、前述したように審査会は要綱第7条第2号及び第6号に該当すると認めるので、要綱第7条第3号及び第5号の該当性については判断しない。

ク ホームページへ掲載予定であった情報

アンケート調査の結果を公表する際に、ホームページへ掲載する予定であった結果概要等の情報であり、最終的に掲載された結果概要とは異なるものである。本件非開示情報は、ホームページに掲載する情報について組織内で検討する段階にある情報であったことが認められ、最終的に掲載された情報は全て開示がされていることを考慮すると、当該情報は調査研究事務に係る事務の試行錯誤の段階のものであり、公にすることで自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められ、要綱第7条第6号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は、要綱第7条第2号、第3号及び第5号にも該当すると主張しているが、審査会

は要綱第7条第6号に該当すると認めるので要綱第7条第2号、第3号及び第5号の該当性については判断しない。

ケ アンケートの実施について教育委員会、校長会、共同研究者と行った打合せ内容
本アンケート調査を実施するに従い、関係機関等と打ち合わせを行った内容は、調査研究に関する試行錯誤段階のものであり、公にすることにより創意工夫や研究意欲が不当に妨げられると言えるため、要綱第7条第6号に該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は要綱第7条第2号及び第5号にも該当すると主張しているが、審査会としては要綱第7条第6号に該当すると認めるため要綱第7条第2号及び第5号の該当性については判断しない。

コ 調査結果の活用について共同研究者等と行った打合せ内容

非開示とした内容は、調査研究の結果を受けて、そのデータの活用方法について、共同研究者等と打ち合わせを行った内容である。これらの情報は、調査結果が出た後であっても、共同研究者の調査研究に関する情報であり、公開することで共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、要綱第7条第3号に該当する。さらに、調査研究に係る事務の公表前の試行錯誤の段階のものであるため、公にすることにより自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害すると認められ、要綱第7条第6号にも該当し、非開示が妥当である。なお、事業団はこれらの情報は要綱第7条第2号にも該当すると主張しているが、審査会は要綱第7条第3号及び第6号に該当すると認めるため要綱第7条第2号の該当性については判断しない。

(8) 異議申出人のその他の主張について

異議申出人は、「今回事業団が特定した文書以外にも請求内容に関する文書が存在すると思料される。」と主張をしている。事業団によると、「本件対象公文書として特定している文書以外には公文書は存在しない。また、公文書ではないが、請求者からの要望に応じて必要な情報を可能な限り情報提供という形で資料を作成し、提供をしている。」とのことであった。この事業団の説明に不自然、不合理な点は見られず、特定した公文書以外の文書が存在しないとす事業団の主張は、信用できないとまではいえない。

(9) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件事案については事業団の事務処理に不適切な点が見受けられた。本決定において、非開示とされている情報のうちの一部が開示されているなど、一部について非開示部分に一貫性がないと見受けられ、決定の内容に整合性を欠く対応であったと言わざるを得ない。事業団は、情報公開制度への信頼を

確保するためにも、要綱の適正な運用に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別表1 審査会が開示すべきと判断する部分

整理番号	公文書名	開示すべき部分
1	打合せ記録の参加者名	3文字目～8文字目、11文字、12文字目
4	研究倫理審査申請 起案文	依頼内容
4	アンケート調査実施要項	全て
5	アンケート調査依頼起案	依頼先郵便番号、住所、謝礼金
23、29	請求書、納品書	氏名、屋号、口座名義
25	連絡カード利用状況	利用者人数
27	校長会配布資料	資料1、2全て
38	分析検討会への出席依頼 起案文	出席依頼法人名及び代表者氏名
39	分析検討会にかかる謝礼の支払起案	氏名、振込先口座情報
40、41	共同研究の委託について	住所、印影、振込先、口座種類、口座番号を除く全て
48	定時制・通信制・特別支援学校のアンケート集計結果	設問8の自由記述を除く全て

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H31.3.1	・ 諮問書及び弁明書の受理
H31.3.7	・ 事業団に対して、対象公文書の提出依頼
H31.3.29	・ 事業団を經由して異議申出人からの反論書の受理
H31.4.10	・ 事業団に対して、意見書の提出依頼 ・ 異議申出人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
H31.4.22	・ 異議申出人からの意見書の受理
R1.6.11	・ 事業団からの意見書の受理
R1.6.26	・ 書面審理 ・ 事業団の補足説明 ・ 審議 (第40回三重県情報公開・個人情報保護審査会)
R1.7.16	・ 審議 (令和元年度第4回第1部会)
R1.8.29	・ 審議 (令和元年度第5回第1部会)
R1.9.26	・ 審議 (令和元年度第6回第1部会)
R1.10.16	・ 審議 (令和元年度第7回第1部会)
R1.11.20	・ 審議 (令和元年度第8回第1部会)
R1.12.25	・ 審議 (令和元年度第9回第1部会)
R2.2.13	・ 審議 (令和元年度第10回第1部会)
R2.3.18	・ 審議 (令和元年度第11回第1部会)
R2.4.15	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第1回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。